

令和6年能登半島地震で被災された方々（新潟県の被災者）への 義援金を受け付けています

1 受付期間 令和6年1月9日（火）～令和6年6月28日（金）（予定）

2 受付口座

受付機関	金融機関	口座番号	口座名義
新潟県	第四北越銀行県庁支店	(普通) 5021841	新潟県災害対策本部
	大光銀行新潟支店	(普通) 3570321	
	ゆうちょ銀行	00190-7-588900	
	新潟県労働金庫新潟南支店	(普通) 5763242	
日本赤十字社	第四北越銀行白山支店	(普通) 5050125	日本赤十字社新潟県支部
	ゆうちょ銀行(※)	00150-7-325411	日赤令和6年能登半島地震災害義援金
共同募金会	第四北越銀行白山支店	(普通) 1590791	社会福祉法人新潟県共同募金会
	大光銀行新潟支店	(普通) 3043002	
	ゆうちょ銀行	00130-0-515716	新潟県共募能登半島地震災害義援金

(※) 日本赤十字社が開設するゆうちょ銀行の口座については、全国の被災者支援に対応しています。

○ 振込手数料について

- ・全国のゆうちょ銀行の本支店窓口からの振替手数料は無料です。
- ・第四北越銀行、大光銀行は全国銀行協会及び全国地方銀行協会の加盟金融機関の窓口からの振込手数料は無料です。
(いずれの場合も、ATM・ネットバンキング等からの振込については、手数料がかかります。)
- ・新潟県労働金庫の本支店間におけるインターネットバンキングおよび窓口での振込手数料は無料です。
(ATM等からの振込については、手数料がかかります。)

3 募金に関する税法上措置について

この募金は税法上の寄附金に該当します。申請手続きなどの詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

4 領収証明書の発行について

○ 新潟県の口座へお振込いただく場合

領収証明書をご希望の方は、郵便振替の方は通信欄に「領収証明書希望」と記入願います。

銀行振込の方は、振込後、「振込先金融機関（新潟県災害対策本部の口座がある金融機関）名、振込日、金額、郵送先の住所、氏名、電話番号」をメールで連絡願います。

また、100万円以上寄附された方は、県ホームページでお名前を公表することとしております。公表を希望しない場合は「公表不可」と記入してください。

(送付先：ngt190010@pref.niigata.lg.jp)

○ 日本赤十字社及び共同募金会の口座へお振込いただく場合

日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会へお問い合わせください。

問い合わせ先	新潟県出納局管理課	電話：025-280-5484
	日本赤十字社新潟県支部	電話：025-231-3121
	新潟県共同募金会	電話：025-281-5532

